

立木伐採に関する特記仕様書

第1条 摘要

この特記仕様書は、公園施設管理における、危険木、支障木等の立木伐採について適用する。

第2条 一般事項

立木伐採とは、伐採、枝払い、玉切、作業に支障のない場所への除去までの作業をいう。

1. 受注者は、枝降ろしの施工については、樹木の性状や生育状況、周辺状況に応じた方法を選択し、将来の枝葉の生育方向を見込んで行い、切除する位置や角度、順序に特に注意しなければならない。
2. 支障枝剪定の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 園路、広場や車道の通行等に支障をおよぼす枝、隣接地へ侵入している越境枝、架線、照明施設への障害枝等を剪定する。
 - (2) 健全枝、周辺樹木、周辺施設(公園、電線類等)を損傷しないよう注意して実施し、必要に応じて保護対策を講じなければならない。
 - (3) 支障枝の除去にあたっては、監督員と協議のうえで、樹形の乱れを最小限にとどめる範囲で行わなければならない。
3. 受注者は、高木伐採、中低木伐採および枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。又、健全枝、周辺樹木、周辺施設(公園、電線類等)を損傷しないよう注意して実施し、必要に応じて保護対策を講じなければならない。

第3条 安全管理

受注者は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。